

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文 目次

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）（第一条関係）	1
○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）（第二条関係）	2
○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第三条関係）	3
○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第四条関係）	5
○ 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）（抄）（第五条関係）	6
○ 復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）（抄）（第五条関係）	7
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第六条関係）	8

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>二十三 港灣法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十五条の五、第五十条の十三及び第五十条の二十四〇六十三（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>二十三 港灣法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項、第四十五条の六、第五十条の十三及び第五十条の二十</p> <p>二十四〇六十三（略）</p> <p>二・三（略）</p>